

宮津市廃棄物減量等推進審議会

第4回全体会 次第

日時：令和5年1月24日(火)

午前10時00分から

場所：宮津市福祉教育総合プラザ

第4コミュニティルーム

(宮津シーサイドマートミップル4階)

1 開 会

2 報告事項

(1) 令和4年11月18日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会第3回全体会について

資料1

(2) 令和4年12月20日開催の第2回し尿手数料検討部会について

資料2

(3) 宮津市プラスチック等資源循環の促進に関する条例の施行について

資料3

(4) 宮津市ごみ減量化及び資源化調査について

資料4

3 議 事

(1) 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

① 改正案について 資料5

② 答申について 資料6

(2) その他

①今後の審議会の取組について（基本指針の策定、し尿処理手数料の検討）

②新条例施行市民講演会について（令和5年3月13日）

4 閉 会

宮津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿(任期 R4.6.6～R6.6.5)

(敬称略)

団体名等	委員氏名	団体での職名等	備考	1/24出欠
宮津市自治連合協議会	瀬戸 享明	副会長		出席
〃	八尋 慈教	副会長	副会長	出席
宮津市地域女性の会	黒岡 芳子	会長		出席
〃	中西 幸子	副会長		出席
社会福祉法人成相山青嵐荘	矢野 順子	特別養護老人ホーム青嵐荘 施設長		出席 (リモート)
社会福祉法人北星会	笠井 裕代	特別養護老人ホーム天橋の郷 施設長		欠席
大和リゾート株式会社 Hotel & Resorts KYOTO-MIYAZU	古橋 由季	営業部 フロント担当 課長		出席
ハーベスト株式会社 宮津工場	小畑 晴美	工場長		欠席
株式会社にしがき	松田 高正	スーパー事業部 営業次長		出席 (リモート)
宮津商工会議所	谷口 政史	副会頭		出席
宮津商工会議所女性会	小谷 美穂	副会長		欠席
一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 天橋立地域本部	幾世 健史	天橋立観光協会 副会長		欠席
宮津天橋立観光旅館協同組合	小西 均	理事		出席
京都府立大学	山川 肇	生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授	会長	出席 (リモート)
福知山公立大学	谷口 知弘	地域経営学部 地域経営学科 教授		欠席

オブザーバー

団体名等	氏名	団体での職名等	備考	1/24出欠
株式会社 J E P L A N	岩崎 靖之	営業業務課 エキスパート		欠席
京都府丹後保健所	片山 禎彦	技術次長兼環境衛生課長		出席
宮津与謝環境組合	居村 真	事務局長		出席

議案参考資料
令和4年12月定例会

議第87号

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定
について

区分

資料 3

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 地球温暖化に起因する気候変動の影響や海洋プラスチック問題等への対応を契機として、プラスチックをはじめとする資源循環の重要性が高まる中、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築し、将来へ良好な環境を引き継いでいくため、本条例を制定するもの。</p> <p>◆提案の概要 本条例は、理念条例であり、市には、資源循環の促進等に必要な取組を行うことの義務を、事業者、市民及び観光旅行者等には、資源循環の促進等の取組を自主的かつ積極的に行うこと及び市の取組に協力することの努力義務を課すもの。 〔主な内容〕 第1章 総則 ○市・事業者・市民・観光旅行者等の責務 ○基本指針の策定 第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策 ○プラスチックの資源循環の促進等 ○海洋プラスチックごみ対策の推進 ○資源循環の促進等に関する教育及び学習の推進等 ○市民等の自主的な活動を推進するための措置 ○資源循環を促進する事業所の認定</p> <p>◆施行日 令和5年1月1日</p> <p>◆その他 具体の施策は基本指針において示す。令和5年9月に策定、公表（予定）</p>		<p>・H30年6月 国「第4次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・R元年5月 国「プラスチック資源循環戦略」策定 ・R2年6月 市「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」宣言 ・R3年3月 国「地球温暖化対策推進法」の一部改正 ・R3年6月 国「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」成立（R4年4月施行） ・R3年10月 市「気候非常事態宣言」</p>	
		【市民参加の状況】	
		<p>・宮津市廃棄物減量等推進審議会での審議等 R4年6月～11月 全体会・資源循環検討部会 合計5回開催 10月～11月 パブリックコメント 結果1名4件</p>	
		【政策等の効果及び費用】	
		<p>・脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の実現</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p>	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
		<p>・プラスチックを主として据えた資源循環を促進する条例を制定する市町村は府内で初</p>	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
宮津市環境基本計画（計画期間：R3～R12）		市民環境課環境衛生係（45-1617）	—

議第87号

議第87号

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定について
宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策（第9条―第16条）

第3章 雑則（第17条）

附則

本市は、白砂青松の景色が広がる日本三景天橋立をはじめ、宮津湾、阿蘇海、大江山など海、里、山の美しく豊かな自然環境の恩恵を享受しつつ、次世代に伝えていくための努力を続けてきました。

しかしながら、大量生産、大量消費に伴う社会経済活動や生活様式により、事業活動や日常生活における環境への負荷が増大し、近年、世界各地で地球温暖化に起因する気候変動の影響が現れており、現在の環境を維持することが困難になりつつあります。

また、私たちの生活に様々な利便性と恩恵を与えてくれるプラスチックは、生産過程等で二酸化炭素を排出するとともに、海洋プラスチック問題を発生させるなど、環境に大きな負荷を与えています。

そこで、本市は、気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対し、令和2年に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を、令和3年に「気候非常事態宣言」を行い、脱炭素社会の構築等の実現を目指すという決意を表明しました。

このような地球規模の環境問題の解決には、市民、事業者、行政等あらゆる取組主体の行動が不可欠であり、その広がりが極めて重要です。そうしたことを意識しながら、私たち一人一人が、消費行動、ごみの排出といった日常生活や事業活動における様々な場面において、自分の置かれた立場で実行可能な「3R（リデュース、リユース、リサイクル）＋Renewable」の活動など、地球環境にやさしい取組を行うことにより、循環型社会への転換を図る必要があります。

また、本市を訪れる多くの観光旅行者にもこうした取組を拡大し、世界から選ばれる地球環境にやさしい観光地域づくりや天橋立世界遺産登録に向けた取組と連動させ、海洋プラスチック問題解決をはじめとする自然共生社会を構築することが、環境共生型の経済成長と地域振興につながるものと期待されます。

このような認識に基づき、市民、事業者をはじめ、本市に関わる人々が共に考え力を合わせる「共創」の考え方の下で、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現し、国際社会の先導役として将来へ良好な環境を引き継ぐため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、プラスチックをはじめとする資源循環の促進等（以下「資源循環の促進等」という。）に関し、市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「観光旅行者等」とい

う。)の責務を明らかにするとともに、資源循環の促進等に関する基本的事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築し、もって将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行う全てのものをいう。
- (2) 観光関連事業者等 市内において、観光に関する事業を営むものをいう。
- (3) 再資源化 廃棄物等を部品又は原材料その他製品の一部として使用することができる状態にすることをいう。
- (4) プラスチック使用製品 プラスチックが使用されている製品(プラスチック製容器包装を含む。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、資源循環の促進等に関する施策について、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して、市が行う事務及び事業等について、廃棄物等の発生抑制、再生品の使用、循環資源の分別回収その他の資源循環の促進等に必要な取組を行わなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動において、廃棄物等の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の適正な循環的利用、再生品の使用等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において、製品の長期間使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることに協力すること等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(観光旅行者等の責務)

第6条 観光旅行者等は、その滞在中の活動について、市及び観光関連事業者等が実施する資源循環の促進等に関する取組に協力するよう努めなければならない。

2 市及び観光関連事業者等は、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組について、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(京都府・近隣市町等との連携)

第7条 市は、資源循環の促進等に関する施策の実施に当たっては、京都府、京都府北部地域連携都市圏の構成市町及び宮津与謝環境組合等と連携して取り組むものとする。

(基本指針)

第8条 市長は、資源循環の促進等に関する施策について、総合的かつ計画的に実施するため、資源循環の促進等に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 資源循環の促進等に関する基本的事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、資源循環の促進等に関し必要な事項

- 3 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、宮津市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本指針の軽微な変更には適用しない。

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

(基本的な施策)

第9条 市は、事業者、市民、関係団体及び観光旅行者等と連携し、廃棄物等の排出抑制、循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収、分かりやすい情報提供その他の必要な措置を講じることにより、資源循環の促進等の取組を推進するものとする。

- 2 市は、廃棄物等の再資源化を行う事業者との連携を図り、適正かつ効率的な資源循環の促進等の取組を推進するものとする。

(プラスチックの資源循環の促進等)

第10条 市は、プラスチック使用製品の過剰な使用の抑制、再資源化及び再利用、使い捨てのプラスチック使用製品の代替素材への転換（以下「代替素材への転換」という。）等プラスチックの資源循環の取組を推進するものとする。

- 2 使い捨てのプラスチック使用製品を提供する事業者は、代替素材への転換、提供方法の工夫による使用抑制等の取組に努めるものとする。

(海洋プラスチックごみ対策の推進)

第11条 市は、海洋プラスチックごみ対策について、市民及び事業者の協力を得て海岸清掃等を実施するとともに、市民、観光旅行者等、観光関連事業者、水産事業者、農業事業者等と連携し、プラスチックごみが環境中に排出されない取組を推進するものとする。

(資源循環の促進等に関する教育及び学習の推進等)

第12条 市は、資源循環の促進等について、自主的かつ積極的に行動する人材を育成するため、環境保全活動に積極的に取り組む事業者等と連携し、その知見を活用して、家庭、教育・保育施設等、学校、職場、地域その他のあらゆる場を通じた環境教育及び環境学習を推進するものとする。

(市民等の自主的な活動を推進するための措置)

第13条 市は、事業者、市民又は関係団体が自主的に行う廃棄物等の発生抑制のための活動、循環資源の分別回収活動、循環資源の譲渡又は交換のための催し等の資源循環の促進等に関する活動を推進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(体制の整備)

第14条 市は、事業者、市民及び関係団体等が連携し、資源循環の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(資源循環を促進する事業所の認定)

第15条 市は、資源循環の促進等に積極的に取り組む事業所を宮津市資源循環推進事業所（以下「認定事業所」という。）として認定することができる。

- 2 市は、認定事業所の行う資源循環の促進等の取組を市民に周知するものとする。
- 3 市は、認定事業所の行う資源循環の促進等の取組に対し、その取組を維持し、又はその取組に必要な情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、資源循環の促進等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

第3章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。



宮津市ごみ減量化及び資源化調査等 報告書

2023年 月 日

NTTビジネスソリューションズ株式会社
京都ビジネス営業部
バリュービジネス推進担当

ごみ減量化及び資源化調査内容概要

✓ 委託業務項目

1. 事業所アンケート調査の集計
2. ごみの減量化及び資源化の他市町先行事例
3. 現況調査
4. 食品残渣推定量について
5. 実機実証試験について



1. 事業所アンケート調査の集計

- ✓ 食品を扱う業種の事業所○○○事業所にアンケート調査を実施

対象事業所：○○○ 内回答を得た事業所●●

項目： 、 、 等 ▲▲項目

詳細は××を参照

現在、宮津市さまにて実施中

実施後の結果を集計予定

2. ごみの減量化及び資源化の他市町先行事例



✓ 宮津市周辺の自治体及び類似都市の状況及び事例報告及び取り組み事例の報告

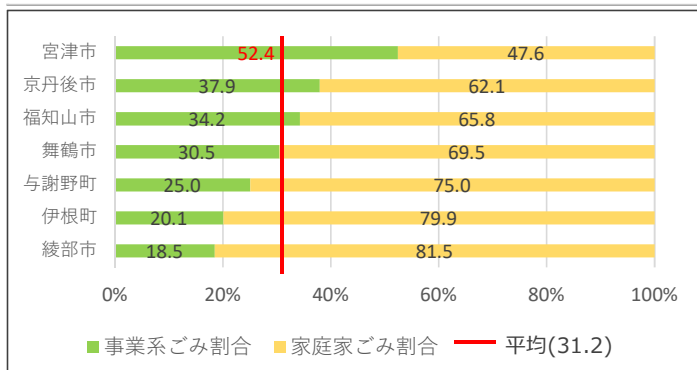
- (1) 宮津市周辺自治体のごみ排出状況の報告
- (2) 類似観光都市のごみ排出状況の報告
- (3) 類似都市のごみ排出状況の報告
- (4) 京都府自治体の取り組み
- (5) 資源化機器導入・ごみ減量化取り組み事例
 - ① 自治体での生ごみ発酵分解装置取り組み事例
 - ② バイオマス発電導入事例
 - ③ 綾部市古紙再生プロジェクト
 - ④ ecobuy導入 ⑤ fuubo導入
 - ⑥ 事業系廃棄物減量計画書による助言・指導
 - ⑦ 事業者向けリサイクル設備の補助金導入事例
- (6) 出典資料

(1) 宮津市周辺自治体のごみ排出状況の報告

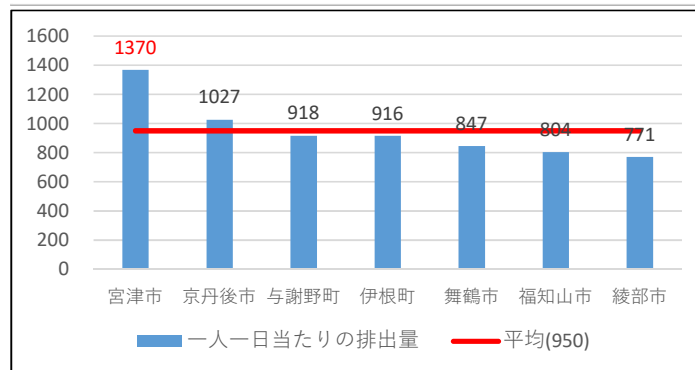
宮津市及び近隣6市町における一般廃棄物処理状況（令和元年度）

自治体名	人口 (人)	自治体内 ごみ排出量 (t)	家庭系		事業系		一人一日 あたり ごみ排出量 (kg/日)	対宮津市 (kg/日)	資源化量 (t)	集団回収 (t)	リサイクル率 (%)
			排出量 (t)	割合 (%)	排出量 (t)	割合 (%)					
宮津市	17,592	8,824	4,197	47.6	4,627	52.4	1,370	0	1,270	828	21.7
福知山市	77,741	22,864	15,035	65.8	7,829	34.2	804	▲566	2,268	1,757	16.3
舞鶴市	80,957	25,103	17,456	69.5	7,647	30.5	847	▲523	2,293	1,450	14.1
綾部市	33,358	9,419	7,679	81.5	1,740	18.5	771	▲599	4,167	1,007	49.6
京丹後市	54,533	20,492	12,716	62.1	7,776	37.9	1,027	▲343	2,117	2,189	19
伊根町	2,073	697	557	79.9	140	20.1	916	▲454	80	128	25.2
与謝野町	21,219	7,128	5,343	75.0	1,785	25.0	918	▲452	1,025	542	20.4
平均	41,068	13,504	8,998	68.8	4,506	31.2	950	▲420	1,889	1,129	23.8

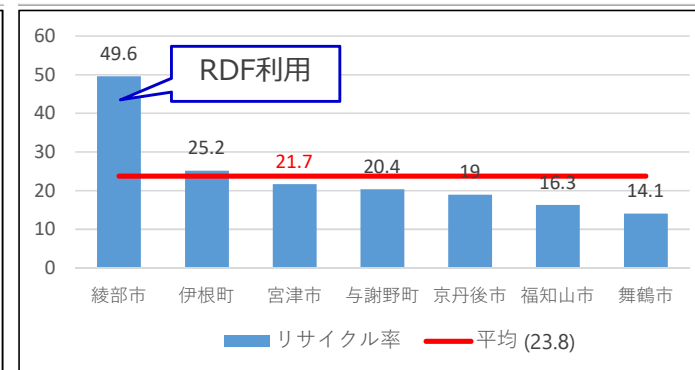
ゴミ排出割合



一日一人あたりごみ排出量



リサイクル率



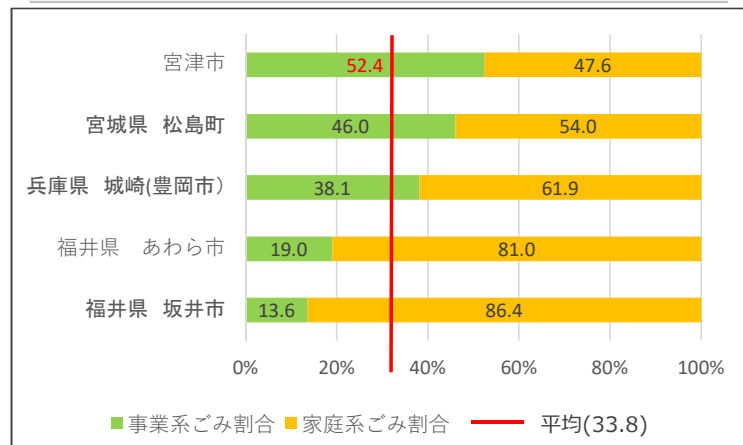
※ 1 京都府一般廃棄物の処理状況（令和元年度）より引用

(2) 類似観光都市のごみ排出状況の報告

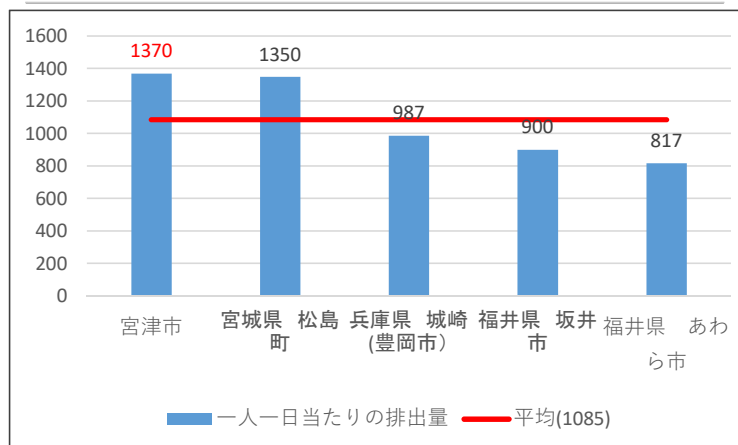
宮津市及び類似観光都市の一般廃棄物処理状況（令和元年度 ※福井県 あわら市坂井市平成27年度）

自治体名	人口 (人)	自治体域内 ごみ排出量 (t)	家庭系		事業系		一人一日 あたり ごみ排出量 (kg/日)	対宮津市 (kg/日)	資源化量 (t)	集団回収 (t)	リサイクル率 (%)
			排出量 (t)	割合 (%)	排出量 (t)	割合 (%)					
			宮津市	17,592	8,824	4,197	47.6	4,627	52.4	1370	0
宮城県 松島町	13,940	6,886	3,715	54.0	3,171	46.0	1350	▲20	857	0	11.9
兵庫県 城崎(豊岡市)	80,416	26,819	16595	61.9	10224	38.1	987	▲383	3,903	2234	13.4
福井県 あわら市	27,524	9,047	7,330	81.0	1,717	19.0	900	▲470	公表無し	公表無し	18.2
福井県 坂井市	88,481	27,252	23,555	86.4	3,697	13.6	819	▲551	公表無し	公表無し	12.9
平均	45,591	15,766	11,078	66.2	4,687	33.8	1,085	▲356	2,010	1,021	15.6

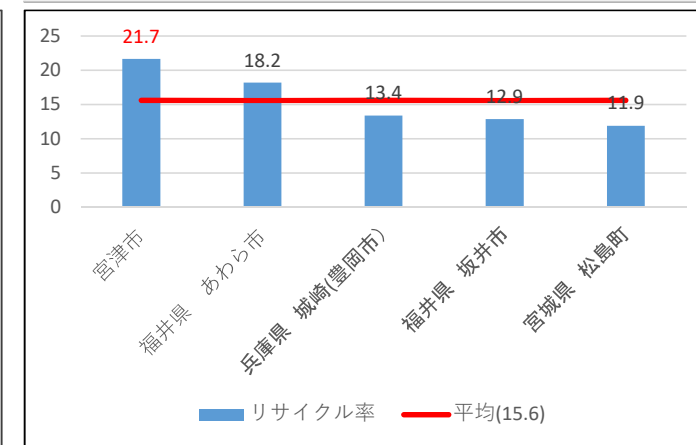
ゴミ排出割合



一日一人あたりごみ排出量



リサイクル率



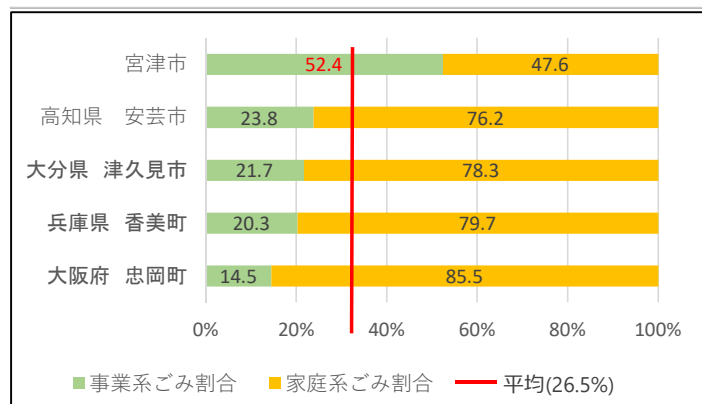
※ 2 宮城県一般廃棄物処理事業実態調査結果総括表（令和元年度実績値） ※ 3 令和元年度兵庫県の一般廃棄物処理 ※ 4 福井県一般廃棄物処理事業実態調査（平成27年度） より引用

(3) 類似都市のごみ排出状況の報告

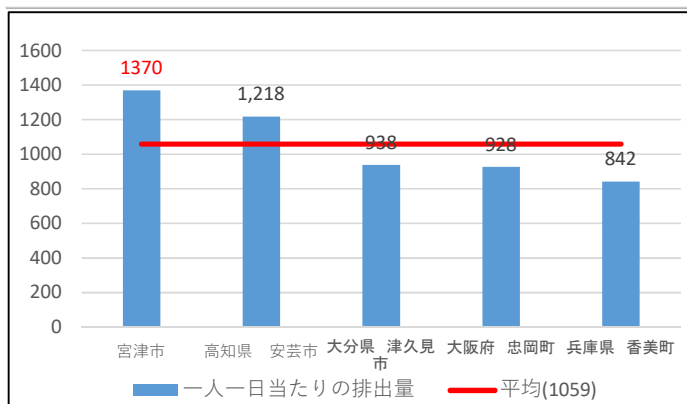
宮津市及び類似都市の一般廃棄物処理状況 (令和元年度 ※津久見市、忠岡町：平成30年度)

自治体名	人口 (人)	自治体域内 ごみ排出量 (t)	家庭系		事業系		一人一日 あたり ごみ排出量 (kg/日)	対宮津市 (kg/日)	資源化量 (t)	集団回収 (t)	リサイクル率 (%)
			排出量 (t)	割合 (%)	排出量 (t)	割合 (%)					
宮津市	17,592	8,824	4,197	47.6	4,627	52.4	1370	0	1,270	828	21.7
高知県 安芸市	17,168	7,651	5,833	76.2	1,818	23.8	1,218	▲152	1,927	0	22.6
大分県 津久見市	17,363	5,995	4,697	78.3	1,298	21.7	938	▲432	4,463	不明	74.4
大阪府 忠岡町	17,144	5,808	4,968	85.5	840	14.5	928	▲442	991	544	17.1
兵庫県 香美町	17,427	公表なし	公表なし	79.7	公表なし	20.3	842	▲528	1,018	306	19.5
平均	41,068	7,070	4,924	73.5	2,146	26.5	1,059	▲389	1,934	420	31.1

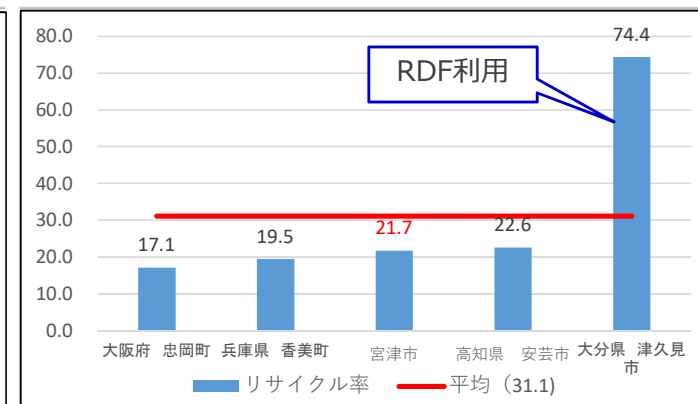
ゴミ排出割合



一日一人あたりごみ排出量



リサイクル率



※ 3 令和元年度兵庫県の一般廃棄物処理 ※ 5 高知県一般廃棄物処理事業の概況(令和元年度) ※ 6 第2次津久見市一般廃棄物処理基本計画 ※ 7 平成30年度大阪府の一般廃棄物より引用

(4) 京都府自治体の取り組み

宮津市及び近隣6市町と特徴的な取り組みをしている自治体を抽出

施策概要	宮津市	京都市	綾部市	福知山市	舞鶴市	京丹後市	与謝野町	伊根町	精華町	亀岡市
配食用油回収	●	●				●	●		●	
移動式拠点回収		●								
古紙・雑紙回収	○	●	◎		●	●	●			
拠点回収の拡大		●								
食品ロス削減		●							●	
使い捨てプラスチック削減		●								●
マイバック・マイボトル					●				●	
バザー、フリマ、海外リユース等				●	●			●		
小型家電回収	○	●				●			●	
多言語分別チラシDVD作成										●
出前講座	●		●	●	●	●	●		●	●
ごみ減量堆肥化補助									●	
インクカートリッジ回収									●	●
施設見学	●		●	●		●	●			●

※ 8 一般廃棄物処理事業実態調査（府独自調査）より引用

凡例
◎：重点取組 ●：取組有 ○：民間協力



(4) 京都府自治体の取り組み

各施策の概要

施策概要	施策概要・施策例
配食用油回収	<ul style="list-style-type: none"> 使用済み天ぷら油等を回収しバイオマス燃料を生成。(京都市、精華町、宮津市町等) 回収拠点を設け回収、回収した団体に報奨金を出す。(福知山市)
移動式拠点回収	<ul style="list-style-type: none"> 使用済み油や小型家電をはじめとする資源物をまち美化職員が地域に出向き回収。(京都市)
古紙・雑紙回収	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルできる紙類の中で再生利用が進んでいない「雑がみ」について回収強化を行う。(京都市) 市に資源回収団体(主たる業務でない)として登録している団体に対し、回収量に応じた補助金を交付(回収量1kgに対し5円)。(綾部市)
拠点回収の拡大	<ul style="list-style-type: none"> リユースびん、乾電池、紙パック等の16品目について、回収拠点の増加を図っている。(京都市)
食品ロス削減	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減のため、食品スーパー等で「販売期限延長の取組」を推進している。(京都市) 棚の手前の食品(期限の近い食品)を購入する「てまえどり」実践を呼び掛けている。(京都市)
使い捨てプラスチック削減	<ul style="list-style-type: none"> マイボトル対応の店舗等に関する市民への広報等の支援を行っていくため、マイボトル対応の店舗や衣料品自主回収を実施する店舗について、本市が推奨店として認定・登録し公表する「マイボトル推奨等サポート事業」を展開(京都市)
マイバック・マイボトル	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進するため、講習会などの啓発を行う。(舞鶴市、精華町)
バザー、フリマ、海外リユース等	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体と協働で、リサイクルプラザの常時展示場でリユース品の販売や、不用品を材料としたものづくり教室を開催。駅前にも常設展示場を設置。(舞鶴市、綾部市、亀岡市等)
小型家電回収	<ul style="list-style-type: none"> 小型家電リサイクル法に基づく特定対象16品目を拠点でBOX回収を実施。(回収拠点は役場・体育館・コミュニティーホール、地域福祉施設、商業施設)回収した使用済小型家電は、国認定事業者へ引渡し、再生処理を実施。(京都市、京丹後市、精華町)
多言語分別チラシDVD作成	<ul style="list-style-type: none"> 13か国語版(英語版・中国語版・ハングル語版・イタリア語版 他9か国語)のごみ分別チラシを作成し希望者に配布。(亀岡市)
出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量、3Rの推進等環境問題について、依頼に応じて講座を実施。(各自治体)
ごみ減量堆肥化補助	<ul style="list-style-type: none"> 有用微生物群を利用した生ゴミの減量堆肥化を推進している「生ごみ減量・堆肥化推進協議会」や、剪定枝・草の堆肥化事業を行っている公益団体に対し活動の助成。(精華町)
インクカートリッジ回収	<ul style="list-style-type: none"> プリンターメーカー4社が実施するインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加、使用済インクカートリッジの回収ボックスを役場を始めとした4箇所の公共施設に設置。(亀岡市、精華町)
施設見学	<ul style="list-style-type: none"> 小学生、自治会、団体等を対象に、ごみ焼却施設及び埋立処分施設の見学会を行い、ごみの減量・資源化について説明会を実施。(各自治体)

(5) 資源化機器導入・ごみ減量化取組み事例



① 自治体での生ごみ発酵分解装置取組み事例

取組み事例

自治体名	自治体データ (2022年4月)	概要	運用開始
静岡県 函南市様	<ul style="list-style-type: none"> 人口： 36,850人 世帯数： 16,491世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 函南市では令和元年に『食品ロス削減の推進に関する法律』が施行され、食品ロスの削減に自治体が主体となって取り組んでいる状況。 その中で、事業者向けの食品ロスの削減に関する教育講座として、函南市主催の、～“さらに1割”ゴミ削減運動～事業者向け食品ロス削減講座、を開講。 講座の中で、事業者で取り組める食品ロス削減に向けた取組みとして、ステーキのあさくま函南様に導入いただいている、地域食品資源循環ソリューションを紹介いただいた。 	2020年2月
奈良県 田原本町	<ul style="list-style-type: none"> 人口： 31,716人 世帯数： 13,278世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県田原本町では2022年3月より、地域食品資源循環ソリューションを導入。 町内の全小中学校給食の調理クズや食べ残しなどをシルバー人材の方が収集し、食品残渣分解装置に投入、堆肥化を実施。また、モデル地域の家庭から出る生ごみを食品残渣分解装置に投入する枠組みを作成。 田原本町では、2006年から家庭ごみの有料化を行い、可燃ごみ量は減少したものの、近年は横ばいしているため、新たな取組みとして検討したのが地域食品資源循環ソリューションであった。 町長は、「単にゴミを減らすだけでなく、できた堆肥で花を育ててもらい、町全体が明るくなることが目標であり、夢です。」と語っている。 	2022年3月
奈良県 天理市	<ul style="list-style-type: none"> 人口： 1,313,370人 世帯数： 548,312世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の小学校9校に食品残渣分解装置を導入予定。 導入検討の経緯は、食品ロス削減と食育活動の事業推進が命題としてあり、学校給食の食品ロス削減を目的とし、本ソリューションからできた堆肥で小学校の花植などへの循環を予定。 また、設置いただいている小学校の児童向けに食品ロスについて出前授業を検討中。 	2022年10月 (予定)

(5) 資源化機器導入・ごみ減量化取組み事例



① 自治体での生ごみ発酵分解装置取組み事例

自治体導入実績（2022年7月時点）

導入自治体	件数	導入自治体	件数
東京都	2	島根県	2
千葉県	2	福岡県	8
神奈川県	2	長崎県	1
新潟県	1	大分県	2
和歌山県	1	熊本県	1
滋賀県	1	佐賀県	1
奈良県	2	鹿児島県	1
岡山県	1	計	28

導入施設（2022年7月時点）

施設業種	設置台数
給食センター	20
自治体	5
小学校	28
中学校	8
病院	5
福祉施設	1
保育園・幼稚園	3
計	70

(5) 資源化機器導入・ごみ減量化取組み事例

② バイオガス発電導入事例

導入事例

自治体名	概要	運用開始
京都府 京都市 京都市南部 クリーンセンター様	<ul style="list-style-type: none">焼却施設、バイオガス化施設、太陽光発電施設を併設。バイオガス化施設では、破砕・破袋装置や選別装置などの「前処理設備」で燃やすごみの中から選別した生ごみ等から、「メタン発酵槽」で微生物の力によりメタンを主成分とするバイオガスを発生させ、エンジンを動かす燃料として使用。発電機を動かして電気を作っている。	2019年9月

(5) 資源化機器導入・ごみ減量化取組み事例



③ 綾部市古紙再生プロジェクト

導入事例

自治体名	概要	運用開始
京都府 綾部市	<p><u>可燃ごみの約40%を占める紙類の資源化への取組み</u></p> <p>① 紙類など資源回収した団体への補助</p> <ul style="list-style-type: none">市に資源回収団体（主たる業務でない）として登録している団体に対し、回収量に応じた補助金を交付する回収量1kgに対し5円の補助を行う。対象品目：紙類（新聞、雑誌、段ボール、雑紙（紙全般）） ：布類 <p>② 古紙回収用保管庫設置費用補助金制度</p> <ul style="list-style-type: none">地域住民がいつでも出せる古紙回収用保管庫を設置した自治会に対し。保管庫設置費用の2/3を補助する（上限5万円）。	2019年9月

(5) 資源化機器導入・ごみ減量化取組み事例

④ ecobuy導入

商材概要

商材名	ecobuy
概要	賞味期限の近い商品や環境に良い商品等店舗の指定した商品を購入していただいた方にポイントを付与する。
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> ① 食品ロスの削減 ② SDG s への取り組みアピール ③ プロモーション費用削減
実証実験報告	<ul style="list-style-type: none"> ① 17時以降の集客が向上し同時間帯の売り上げが150万円向上 ② ある店舗において6%の食品ロス削減効果があった

イメージ



(5) 資源化機器導入・ごみ減量化取組み事例

⑤ fuubo導入



商材概要

商材名	fuubo
概要	<p>無人販売機 fuubo は、納品期限や販売期限、季節限定のパッケージなどの理由から、場合によってはやむなく廃棄されてしまう商品を小売 価格から最大9割引きで販売を行う。</p> <p>非対面・非接触での購入が可能なのが特徴であり、利用者は専用サイトから キャッシュレス決済で商品を購入し、「fuubo」を電子ロック開錠することで商品 が受けとれるため、コロナ禍の新しいライフスタイルも意識したものであり、新しい お買物体験の提供を行う。</p>
期待する効果	廃棄予定の商品の消費を促し、食品ロス削減や未利用食品の活用。

イメージ



(5) 資源化機器導入・ごみ減量化取組み事例



⑥ 事業系廃棄物減量計画書による助言・指導 (1/3)

取組み概要

自治体名	岡山県 岡山市・倉敷市
趣旨	事業系廃棄物減量計画書を作成させ、状況把握を進めるとともに助言・指導に活用する。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画書の提出義務付け <ul style="list-style-type: none"> ・ ある一定規模以上の排出事業者に減量化・再資源化計画書の提出を義務付ける。 ② 計画書提出義務の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会開催やホームページ・広報誌などにより、計画書の提出義務について周知する。 ・ 計画書の提出を義務付けている排出者の例 <ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗 2. 延床面積が500～3,000㎡以上の建築物の所有者、又は事業者 3. 1日の平均排出量が50～100kg以上の事業者
運用	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画書の受付・内容確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、提出期限を定め、計画書の提出を求める。 ・ 計画書の内容に不備や不明な個所があった時は、排出者に確認し、修正を求める。 ・ 行政が事例紹介等、排出者が減量化・再資源化に取り組み易いよう、助言・指導を行う。 ● 計画書の記載事項の例 <ul style="list-style-type: none"> ① 建物・事業所の基礎情報（所在地・延べ面積・構造・職員数・用途・業種・事業形態など） ② 廃棄物管理責任者（設置を義務付けている場合） / ③ 廃棄物・資源ごみの保管場所 ④ 廃棄物減量のための機器類の設置状況 / ⑤ ごみの発生・分別・処理の流れ（フロー図など） ⑥ 種類ごとの発生量・再資源化量・再資源化率（前年度実績・本年度計画） / ⑦ 処理先・再資源化先 ⑧ ごみ削減の取組状況 / ⑨ 今後、ごみ削減のために取り組みたいこと⑩課題、市町村に相談したいこと 等

(5) 資源化機器導入・ごみ減量化取組み事例



⑥ 事業系廃棄物減量計画書による助言・指導 (2/3)

取組み概要

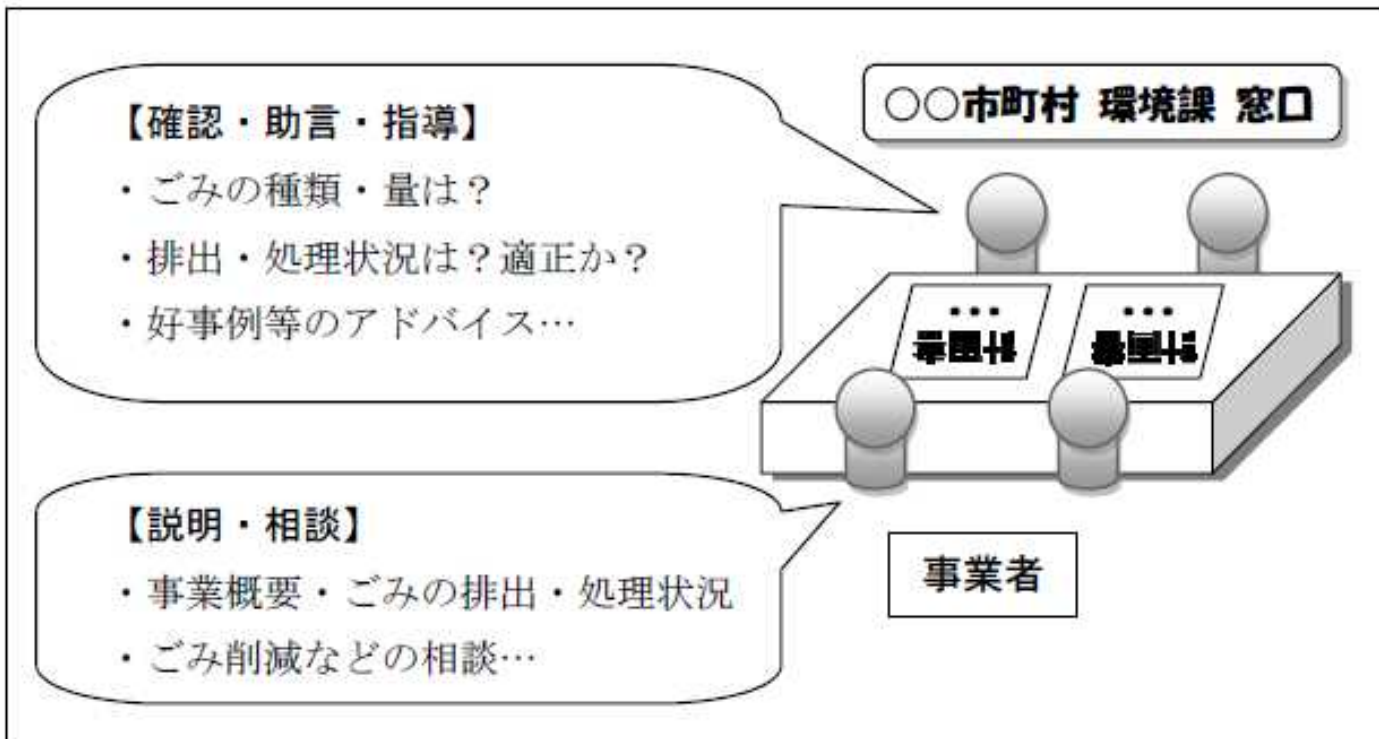
自治体名	岡山県 岡山市・倉敷市
趣旨	事業系廃棄物減量計画書を作成させ、状況把握を進めるとともに助言・指導に活用する。
取組み効果	<ul style="list-style-type: none">● 排出者自らが、ごみの排出状況を把握するため、減量化や再資源化の検討など、ごみ削減のための意識向上につながる。● 行政が個々の排出者の排出状況を把握できるため、他の事例等も踏まえ、排出者それぞれに適した減量化・再資源化の方法について助言・指導できる。
運用	<ul style="list-style-type: none">● 計画書には、前年度の実績報告や達成状況なども記載。● 排出者が過去の状況を分析することにより、個々の課題が明らかになるとともに、排出者自らが考えるため、ごみ削減の意識向上につながる。● 計画書の提出が形骸化しないように、排出者が抱える課題を探り、行政としてできる助言をするなど、質の維持が重要。● 立入調査などを行い、計画書に基づき、適切にごみが削減されているか、現地で確認し、助言・指導を行うことで、更なる効果が期待できる。

(5) 資源化機器導入・ごみ減量化取組み事例

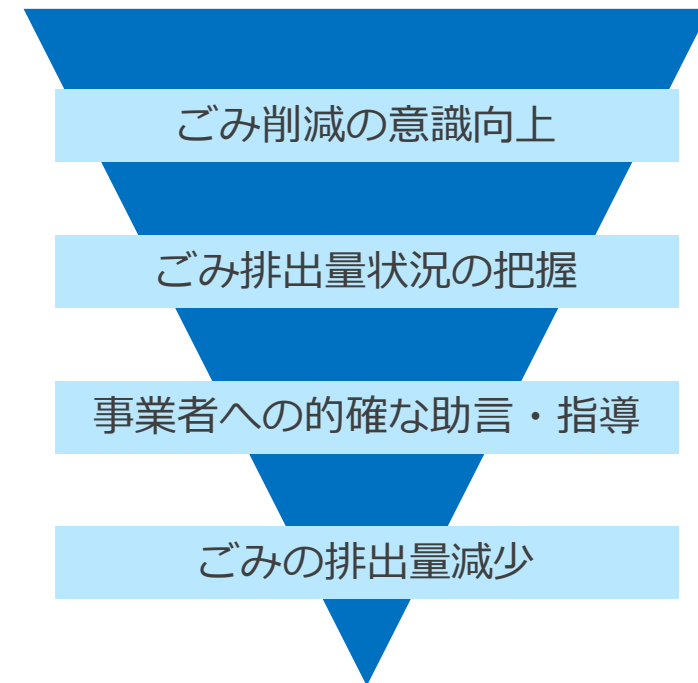


⑥ 事業系廃棄物減量計画書による助言・指導 (3/3)

施策イメージ



期待される効果



※9 事業系一般廃棄物の削減対策指導ガイドライン平成28年より引用

(5) 資源化機器導入・ごみ減量化取組み事例



⑦ 事業者向けリサイクル設備の補助金導入事例

導入事例

自治体名	補助金概要	リンク
石川県 小松市	<ul style="list-style-type: none">事業所から排出される「生ごみ（一般廃棄物に限る）」の減量化を図るため、コンポスト等堆肥化容器及び生ごみ処理機を設置する方に対して、補助金を交付。補助金最大20万円。	https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/ecology_suishin/gomi_risai_kuru/3313.html
山梨県 富士河口湖 町	<ul style="list-style-type: none">町内の一般家庭及びホテル・旅館など事業所の生ゴミ処理機器購入（事業所はリースも対象）費用に対して補助金を交付。年間リース料金の5分の1以内を補助。（限度額20万円・補助年限5年間）	https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/info/info.php?if_id=352
神奈川県 箱根町	<ul style="list-style-type: none">ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機器を購入する方に購入費の一部を補助。業務用生ごみ処理機器購入費等の補助制度を導入することで、事業系の生ごみの減量化を図る。リース期間中の補助金の合計が100万円に達するまで補助。	https://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/6,538,16,116.html



(6) 出典資料

- ※ 1 京都府一般廃棄物の処理状況（令和元年度）
- ※ 2 宮城県一般廃棄物処理事業実態調査結果総括表（令和元年度実績値）
- ※ 3 令和元年度兵庫県的一般廃棄物処理
- ※ 4 福井県一般廃棄物処理事業実態調査(平成27年度)
- ※ 5 高知県一般廃棄物処理事業の概況（令和元年度）
- ※ 6 第2次津久見市一般廃棄物処理基本計画
- ※ 7 平成30年度 大阪府の一般廃棄物
- ※ 8 一般廃棄物処理事業実態調査（府独自調査）
- ※ 9 事業系一般廃棄物の削減対策指導ガイドライン 平成28年



3. 現況調査報告

✓ 食品を扱う業種の事業所のごみの重量を計測

対象：業種別に選定した宮津市内の事業所7施設（食品を取り扱う事業所）

調査実施日：【1回目】9月11日～12日 【2回目】9月25日～26日

【追加調査】10月26日～11月1日

実施内容：1.事業所から排出された事業系可燃ごみの重量測定

①生ごみ以外の事業系

②可燃ごみ生ごみ（弊社食品リサイクル対応）

③生ごみ（弊社食品リサイクル非対応） 3種を測定

※分別作業は事前説明の上、各事業所にて実施

2.各事業所への現況ヒアリング

3.データの集計

現況調査中間報告（実測調査）

✓ 現況調査を実施した業種及び実測結果については、下表のとおりです。

- 事業系可燃ごみの内、生ごみが占める割合は、32.6%～87.1%であった
- 老人保健施設は、おむつ等の量が多く、生ごみの割合としては低い結果となった
- 食品加工の可燃ごみの内、生ごみの占める割合は大きく87.1%を占めた
- ホテル・旅館(大)では、調理場から出されるごみや食べ残し等、分別に工夫が必要であった

	業種	1日の事業系可燃ごみ(kg)			食品リサイクル比	
		①(kg)	②(kg)	③(kg)		
A	特養	115.5	77.8	37.6	0	32.6%
B	ホテル・旅館(大)	81.7	39.6	40.3	1.8	49.3%
C	ホテル・旅館(中)	2.1	0.4	1.7	0	79.3%
D	Zスーパー	55.3	9.5	40.2	5.6	72.6%
E	Yスーパー	91.8		64.3		70.5%
F	飲食店	4.1	1.5	2.0	0.6	48.8%
G	食品加工	56.8	7.3	49.4	0	87.1%

①生ごみ以外の事業系可燃ごみ ②生ごみ（食品リサイクル対応） ③生ごみ（食品リサイクル非対応）

施設A（特養）様 現況調査結果報告①

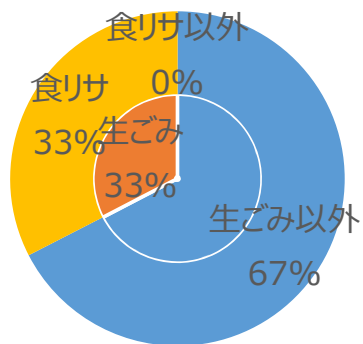
事業所名：施設A（特養）

業種：特養

実測値						
日付	調査対象日数	事業系可燃ごみ 総量(kg)	生ごみ以外(kg)	生ごみ(kg)	食リサ(kg)	食リサ非対応(kg)
9月12日	4日分	504.50	341.86	162.64	162.64	0.00
9月26日	4日分	419.25	280.85	138.40	138.40	0.00

想定値									
一日あたり					一年あたり				
事業系可燃 ごみ総量(kg/日)	生ごみ以外(kg/日)	生ごみ(kg/日)	食リサ(kg/日)	食リサ非対応(kg/日)	事業系可燃 ごみ総量(t/年)	生ごみ以外(t/年)	生ごみ(t/年)	食リサ(t/年)	食リサ非対応(t/年)
115.47	77.84	37.63	37.63	0.00	42.15	28.41	13.73	13.73	0.00

事業系可燃ごみの内訳			
生ごみ以外(%)	生ごみ(%)	食リサ(%)	食リサ以外(%)
67.41%	32.59%	32.59%	0.00%



想定値		
月	全体の事業系可燃ごみ(kg)	食リサ(kg)
4月	3,464	2,515
5月	3,580	2,599
6月	3,464	2,515
7月	3,580	2,599
8月	3,580	2,599
9月	3,464	2,515
10月	3,580	2,599
11月	3,464	2,515
12月	3,580	2,599
1月	3,580	2,599
2月	3,233	2,348
3月	3,580	2,599
合計	42,146	30,603

※算定方法について

- ・一日あたりのごみ量：調査のごみの総量は8日分であることから = 事業系可燃ごみ総量/8 = 一日あたりの量
- ・一か月あたりのごみ量：一日あたりのごみ量×月間日数
- ・一年あたりのごみ量 = 各月の合計

施設A（特養）様 現況調査結果報告②

ヒアリング内容	・課題は紙おむつの処理 ・一年を通して廃棄物の量の大きな変動なし
回収日(可燃ごみ)	毎週月曜・木曜
回収方式	市回収
生ごみの内容	調理残渣（野菜端）、食べ残し
食品リサ非対応生ごみの内容	なし
生ごみ以外の事業系可燃ごみの内容	紙おむつ、ペーパータオル、紙ごみ



生ごみ



事業系可燃ごみ

施設B（ホテル・旅館）様 現況調査結果報告①

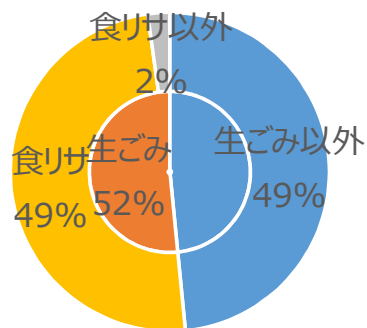
事業所名：施設B（ホテル・旅館）

業種：ホテル・旅館

実測値						
日付	調査対象日数	事業系可燃ごみ 総量(kg)	生ごみ以外(kg)	生ごみ(kg)	食リサ(kg)	食リサ非対応(kg)
9月11日	4日分	289.01	133.15	155.86	153.40	2.49
9月25日	4日分	364.78	183.60	181.18	169.10	12.08

想定値									
一日あたり					一年あたり				
事業系可燃 ごみ総量(kg/日)	生ごみ以外(kg/日)	生ごみ(kg/日)	食リサ(kg/日)	食リサ非対応(kg/日)	事業系可燃 ごみ総量(t/年)	生ごみ以外(t/年)	生ごみ(t/年)	食リサ(t/年)	食リサ非対応(t/年)
81.72	39.59	42.13	40.31	1.82	46.12	22.34	23.77	22.75	1.03

事業系可燃ごみの内訳			
生ごみ以外(%)	生ごみ(%)	食リサ(%)	食リサ以外(%)
48.45%	51.55%	49.33%	2.23%



想定値		
月	全体の事業系可燃ごみ(kg)	内食リサ(kg)
4月	2,628	1,296
5月	3,115	1,537
6月	2,142	1,057
7月	2,880	1,421
8月	3,198	1,578
9月	2,452	1,209
10月	3,164	1,561
11月	4,658	2,298
12月	5,703	2,813
1月	5,009	2,471
2月	5,629	2,777
3月	5,539	2,732
合計	46,118	22,749

※算定方法について

- ・一日あたりのごみ量：調査のごみの総量は8日分であることから = 事業系可燃ごみ総量/8 = 一日あたりごみ量
- ・一か月のごみ量：H27年(2015年)天橋立ホテル様ごみ排出実績より排出傾向を利用し想定 比率
- ・年間ごみ量：各月の想定値の合計

施設B（ホテル・旅館）様 現況調査結果報告②

ヒアリング内容	・平成28年度ごみ排出状況 ・年間来客数：43,200人 ・従業員：120名
回収日(可燃ごみ)	毎週月曜・木曜
回収方式	市回収
生ごみの内容	調理残渣（野菜端、果物皮）、食べ残し
食品リサ非対応生ごみの内容	貝殻、蟹殻、エビ殻
生ごみ以外の事業系可燃ごみの内容	ペーパータオル、紙コップ、割りばし、コーヒー粕剪定草木、紙ごみ、雑紙



事業系ごみ集積状況



食リサ非対象
蟹・エビの殻、貝殻



未分別ごみ

施設C（ホテル・旅館）様 現況調査結果報告①

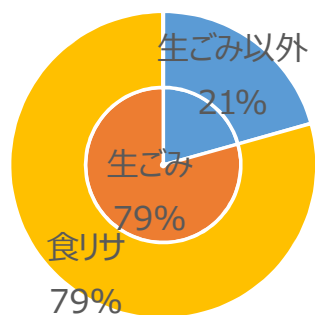
事業所名：施設C（ホテル・旅館）

業種：旅館・ホテル

実測値						
日付	調査対象日数	事業系可燃ごみ 総量(kg)	生ごみ以外(kg)	生ごみ(kg)	食リサ(kg)	食リサ非対応(kg)
9月12日	4日分	4.37	1.25	3.12	3.12	0.00
9月26日	4日分	12.48	2.23	10.25	10.25	0.00

想定値									
一日あたり					一年あたり				
事業系可燃 ごみ総量(kg/日)	生ごみ以外(kg/日)	生ごみ(kg/日)	食リサ(kg/日)	食リサ非対応(kg/日)	事業系可燃 ごみ総量(t/年)	生ごみ以外(t/年)	生ごみ(t/年)	食リサ(t/年)	食リサ非対応(t/年)
2.11	0.44	1.67	1.67	0.00	0.72	0.15	0.57	0.57	0.00

事業系可燃ごみの内訳			
生ごみ以外(%)	生ごみ(%)	食リサ(%)	食リサ以外(%)
20.65%	79.35%	79.35%	0.00%



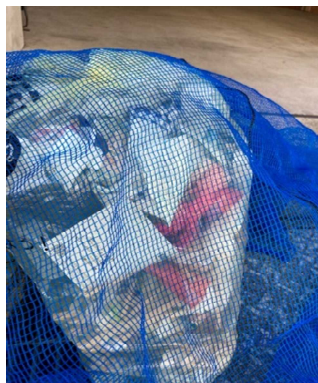
想定値		
月	全体の事業系可燃ごみ(kg)	内食リサ(kg)
4月	71	56
5月	62	49
6月	42	33
7月	60	48
8月	87	69
9月	63	50
10月	55	44
11月	94	74
12月	42	33
1月	44	35
2月	45	36
3月	51	40
合計	716	568

※算定方法について

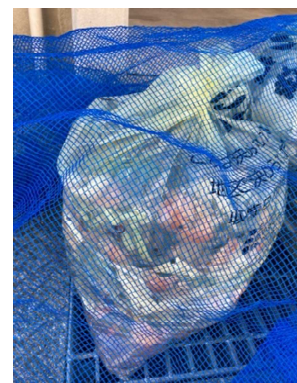
- ・一日あたりのごみ量：調査のごみの総量は8日分であることから＝事業系可燃ごみ総量/8＝一日あたりごみ量
- ・一か月のごみ量への変換方法：9月分＝一日あたりごみ量×9月月間日数
その他の月：9月度ごみ排出量×平成31年度宮津市内観光地入込実績から算出した比率
- ・年間ごみ量：各月の合計

施設C（ホテル・旅館）様 現況調査結果報告②

ヒアリング内容	・年間来客数：1,300人 ・従業員：4名 ・9/26は連休もあり通常の2倍程度の量
回収日(可燃ごみ)	月曜日・木曜日
回収方式	市の回収
生ごみの内容	調理残渣（野菜端、葉物野菜）
食品リサ非対応生ごみの内容	なし
生ごみ以外の事業系可燃ごみの内容	割りばし、ペーパータオル、紙ごみ



事業系ごみ



生ごみ

施設D（スーパー）様 現況調査結果報告①

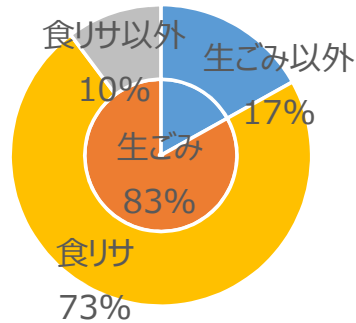
事業所名：施設D（スーパー）

業種：スーパー

実測値						
日付	調査対象日数	事業系可燃ごみ 総量(kg)	生ごみ以外(kg)	生ごみ(kg)	食リサ(kg)	食リサ非対応(kg)
9月12日	3日分	124.29	34.69	89.60	89.60	0.00
9月26日	5日分	318.37	41.42	276.95	231.82	45.13

想定値									
一日あたり					一年あたり				
事業系可燃 ごみ総量(kg/日)	生ごみ以外(kg/日)	生ごみ(kg/日)	食リサ(kg/日)	食リサ非対応(kg/日)	事業系可燃 ごみ総量(t/年)	生ごみ以外(t/年)	生ごみ(t/年)	食リサ(t/年)	食リサ非対応(t/年)
55.33	9.51	45.82	40.18	5.64	20.14	3.46	16.68	14.62	2.05

事業系可燃ごみの内訳			
生ごみ以外(%)	生ごみ(%)	食リサ(%)	食リサ以外(%)
17.19%	82.81%	72.61%	10.19%



想定値		
月	全体の事業系可燃ごみ(kg)	内食リサ(kg)
4月	1,660	1,205
5月	1,715	1,245
6月	1,660	1,205
7月	1,715	1,245
8月	1,715	1,245
9月	1,660	1,205
10月	1,715	1,245
11月	1,660	1,205
12月	1,715	1,245
1月	1,715	1,245
2月	1,549	1,125
3月	1,660	1,205
合計	20,141	14,625

※算定方法について

- 一日あたりのごみ量：調査のごみの総量は8日分であることから = 事業系可燃ごみ総量/8 = 一日あたりの量
- 一か月あたりのごみ量：一日あたりのごみ量×月間日数
- 一年あたりのごみ量 = 各月の合計

施設D（スーパー）様 現況調査結果報告②

ヒアリング内容	・同グループ経営の宿泊施設からのごみを処理している ・段ボール等の資源は業者が回収している
回収日(可燃ごみ)	平日毎日
回収方式	産廃業者
生ごみの内容	葉物野菜、野菜端、果物皮、魚介類
食品リサ非対応生ごみの内容	魚のあら
生ごみ以外の事業系可燃ごみの内容	レシート等紙ごみ、剪定草木、雑紙



事業系ごみ



生ごみ



食品リサイクル非対応

施設 E（スーパー）様 現況調査結果報告①

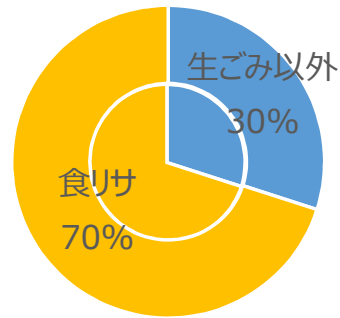
事業所名：施設 E（スーパー）

業種：スーパー

		実測値				
日付	調査対象日数	事業系可燃ごみ総量(kg)	生ごみ以外(kg)	生ごみ(kg)	食リサ(kg)	食リサ非対応(kg)
10/26~11/1	7日分	642.77	192.50	450.27	450.27	

一日あたり					一年あたり				
事業系可燃ごみ総量(kg/日)	生ごみ以外(kg/日)	生ごみ(kg/日)	食リサ(kg/日)	食リサ非対応(kg/日)	事業系可燃ごみ総量(t/年)	生ごみ以外(t/年)	生ごみ(t/年)	食リサ(t/年)	食リサ非対応(t/年)
91.82	27.50		64.32		36.33	10.88		25.45	

事業系可燃ごみの内訳			
生ごみ以外(%)	生ごみ(%)	食リサ(%)	食リサ以外(%)
29.95%		70.05%	



想定値		
月	全体の事業系可燃ごみ(kg)	内食リサ(kg)
4月	2,588	1,813
5月	2,814	1,971
6月	2,728	1,911
7月	4,012	2,810
8月	4,161	2,915
9月	3,587	2,513
10月	3,333	2,335
11月	3,107	2,176
12月	2,820	1,975
1月	2,509	1,758
2月	2,508	1,757
3月	2,164	1,516
合計	36,331	25,450

※算定方法について

- ・一日あたりのごみ量：調査時のごみは7日分であることから = 事業系可燃ごみ総量/7 = 一日あたりのごみ量
- ・一か月あたりのごみ量：2021年度宮村店の事業系ごみ排出実績を聴取し利用
- ・年間ごみ量：各月の合計
- ・年間食リサ量：年間事業系ごみ量×本調査の食リサ比

施設 E（スーパー）様 現況調査結果報告②

ヒアリング内容	・昨年度のごみ排出量データ ・ごみ収集方法
回収日(可燃ごみ)	毎日（日曜日を除く）
回収方式	産廃業者
生ごみの内容	野菜、惣菜の残り、肉
食品リサ非対応生ごみの内容	魚の骨、甲殻類の殻、貝殻
生ごみ以外の事業系可燃ごみの内容	紙類、割りばし



事業系ごみ



生ごみ

施設 F (飲食店) 様 現況調査結果報告①

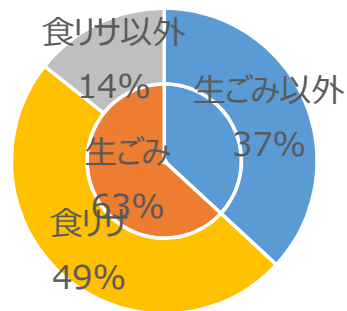
事業所名：施設 F (飲食店)

業種：飲食店

実測値						
日付	調査対象日数	事業系可燃ごみ 総量(kg)	生ごみ以外(kg)	生ごみ(kg)	食リサ(kg)	食リサ非対応(kg)
9月11日	4日分	14.78	5.81	8.97	6.96	2.01
9月25日	4日分	18.28	6.38	11.90	9.17	2.73

想定値									
一日あたり					一年あたり				
事業系可燃 ごみ総量(kg/日)	生ごみ以外(kg/日)	生ごみ(kg/日)	食リサ(kg/日)	食リサ非対応(kg/日)	事業系可燃 ごみ総量(t/年)	生ごみ以外(t/年)	生ごみ(t/年)	食リサ(t/年)	食リサ非対応(t/年)
4.13	1.52	2.61	2.02	0.59	1.37	0.51	0.87	0.67	0.20

事業系可燃ごみの内訳			
生ごみ以外(%)	生ごみ(%)	食リサ(%)	食リサ以外(%)
36.87%	63.13%	48.79%	14.34%



想定値		
月	全体の事業系可燃ごみ(kg)	内食リサ(kg)
4月	116	57
5月	165	80
6月	100	49
7月	108	53
8月	171	83
9月	124	60
10月	110	54
11月	138	67
12月	94	46
1月	71	35
2月	69	34
3月	107	52
合計	1,374	670

※算定方法について

- ・一日あたりのごみ量：調査のごみの総量は8日分であることから = 事業系可燃ごみ総量/8 = 一日あたりの量
- ・一か月のごみ量への変換方法：9月分 = 一日あたりのごみ量 × 9月月間日数
その他の月：9月度のごみ量 × 平成31年度宮津市内観光地入込実績から算出した比率
- ・年間ごみ量：各月の合算

施設 F (飲食店) 様 現況調査結果報告②

ヒアリング内容	・お盆のごみは3倍ほど ・観光客の入込にあわせごみの量が比例する
回収日(可燃ごみ)	月曜日・木曜日
回収方式	市の回収
生ごみの内容	調理残渣 (野菜端、魚介類、卵の殻)
食品リサ非対応生ごみの内容	魚のあら
生ごみ以外の事業系可燃ごみの内容	割りばし、ペーパータオル、お手拭き



事業系ごみ



生ごみ



食リサ非対応

施設G（食品加工）様 現況調査結果報告①

事業所名：施設G（食品加工）

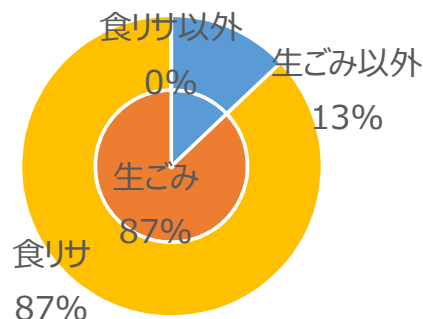
業種：食品加工

実測値						
日付	調査対象日数	事業系可燃ごみ 総量(kg)	事業系可燃ごみ			
			生ごみ以外(kg)	生ごみ(kg)	食リサ(kg)	食リサ非対応(kg)
9月12日	1日分	46.20	7.13	39.07	39.07	0.00
9月26日	1日分	67.36	7.56	59.80	59.80	0.00

想定値									
一日あたり					一年あたり				
事業系可燃 ごみ総量(kg/日)	生ごみ以外(kg/日)	生ごみ(kg/日)	事業系可燃ごみ		事業系可燃 ごみ総量(t/年)	事業系可燃ごみ		事業系可燃ごみ	
			食リサ(kg/日)	食リサ非対応(kg/日)		生ごみ以外(t/年)	生ごみ(t/年)	食リサ(t/年)	食リサ非対応(t/年)
56.78	7.35	49.44	49.44	0.00	16.17	2.09	14.08	14.08	0.00

事業系可燃ごみの内訳			
生ごみ以外(%)	生ごみ(%)	生ごみ(%)	
		食リサ(%)	食リサ以外(%)
12.94%	87.06%	87.06%	0.00%

月	想定値	
	全体の事業系可燃ごみ(kg)	内食リサ(kg)
4月	1,210	1,053
5月	1,440	1,254
6月	1,650	1,437
7月	1,430	1,245
8月	340	296
9月	1,540	1,341
10月	1,730	1,506
11月	1,520	1,323
12月	1,470	1,280
1月	1,060	923
2月	1,600	1,393
3月	1,180	1,027
合計	16,170	14,078



※算定方法について

- ・一か月あたりのごみ量：令和3年度（2021年）ハーベス宮津工場の事業系ごみ排出実績を利用
- ・年間ごみ量：各月の合計
- ・年間食リサ量：年間事業系ごみ量×本調査の食リサ比

施設G（食品加工）様 現況調査結果報告②

ヒアリング内容	・9月12日は代休日で通常の2/3程度 ・夏休みは学童保育用のみ調理 ・昨年度ごみ排出量の実績
回収日(可燃ごみ)	工場稼働日毎日
回収方式	産廃業者
生ごみの内容	調理残渣（野菜端、小魚）
食品リサ非対応生ごみの内容	なし
生ごみ以外の事業系可燃ごみの内容	ペーパータオル、紙ごみ



事業系ごみ



生ごみ



残渣投入時写真



4. 食品残渣推定量について

- ✓ 食品を扱う業種の事業所の食品残渣について現況調査のデータを元に単純推計を行った

対象事業所：宮津市内の食品を取り扱う 152 事業所

業種	推計方法
特養	実測調査施設のごみ排出量を基準に最大入居者数を比較対象とし推計 生ごみに関しては現況調査施設以外の施設は調理業務がないため0とした
旅館・ホテル（大）	実測調査施設のごみ排出量を基準に宿泊定員及び令和元年宿泊旅行統計調査（国土交通省 観光庁）の京都府の宿泊稼働率数値により推計した推計を実施 最大収容人数51名以上を（大）としそれ以下を（中小）とした
旅館・ホテル（中小）	
スーパー・小売り	実測調査2施設のごみ排出量の平均を基準とし事業所面積にて比較を行い推計を実施
飲食店	実測調査施設のごみ排出量を基準に収容可能人数にて比較を行い推計を実施
食品加工	食品加工業は工場系業者のみを調査施設と同等に排出していると仮定した

食品残渣推定量



✓ 現況調査結果から宮津市内の食品を取り扱う事業所の事業系可燃ごみ及び生ごみ排出量を想定

□ 想定年間事業系可燃ごみ：816.01t

□ 想定年間食品リサイクル対応生ごみ：414.94t

□ 全事業所の想定される平均食品リサイクル比=50.9% (414.94 t ÷ 816.01 t)

R4.11.30時点

業種	事業所数	年間		備考
		事業系可燃ごみ全体(t)	内生ごみ(食リサ)(t)	
特養	5	149.65	13.55	・現況調査施設以外の施設は調理業務なし ・収容可能人数51名以上を(大)とし 50名以下を(中小)として算出
旅館・ホテル(大)	8	265.31	130.86	
旅館・ホテル(中小)	51	35.92	28.50	
スーパー・小売り	10	176.39	125.19	
飲食店	74	124.06	60.53	
食品加工	4	64.68	56.31	・食品加工工場を調査施設と同等の排出条件と仮定した。
合計	152	816.01	414.94	

宮津市ごみ排出量の推察



- ✓ 本調査の想定値を用い過去の宮津市における事業系ごみの中の食品リサイクル対象量を推計

□ 観光客の戻りを考慮し、2016年から2019年度のごみ排出量から推察

2018年度想定年間食品リサイクル対応生ごみ：1454t（調査想定値のおよそ3.5倍）

■ 事業系可燃（生ごみ） 想定量

	年度	①ごみ総排出量：t	②生活系総排出量：t	③事業系総排出量：t	④事業系可燃ごみ以外：t	⑤事業系可燃ごみ総排出量：t	⑥事業系可燃（生ごみ）：t	⑦事業系可燃（生ごみ以外）：t
		調査想定値					816	415
調査想定値を元に推計	2019	9652	4197	4627	2000	2627	1336	1291
	2018	8245	3938	3442	583	2859	1454	1405
	2017	7744	4006	2909	606	2303	1171	1132
	2016	8347	4154	3305	805	2500	1271	1229

※食品関連事業所以外の全事業所が同等の生ごみ排出量と仮定するならば

⑤ 実機実証試験報告書

- ✓ 食品リサイクル装置の実機試験を行った。概要は下記に示す。

設置事業所	ハーベスト宮津工場
食事提供数(食/日)	990名分（教職員含む）（学校開校日に限る）
従来のごみ処理方法	産廃業者回収
設置機器	MDT-200 ウェルクリエイト社製
設置期間	2022年 7月31日～11月30日
期間中総投入量(kg)	3422.81kg
生成一次発酵物量(kg)	220kg
一次発酵物運搬先	綾部リサイクルセンター
減容率	93.57%（約1/16）
処理コスト削減効果	約10000円

期間中の生ごみ投入量



ハーベス宮津工場 生ごみ投入量(kg)

	8月分	9月分	10月分	11月分
	3.47	52.51	51.1	37.52
	4.84	63.81	51.37	73.2
	6.12	87.64	52.3	50.6
	6.71	43.57	39	83
	4.3	16.57	49.24	37.18
	3.95	58.05	63.51	63.2
	5.64	48.25	48.54	38.5
	5.15	39.07	55.59	44.95
	6.73	72.14	79.75	48.81
	4.73	41.7	43.28	72.1
	4.11	66.2	58	38.13
	4.02	40.8	58.88	56.15
	5.59	34.79	104.65	57.9
	3.1	40.2	45.069	14
	50.37	66.7	72.6	57.17
	54.42	59.8	40.9	52.23
		57.4	51.46	77.75
		60	62.7	75.91
		72.95	59.44	66.1
		52.8	42.83	
合計	173.25	1074.95	1130.21	1044.4
平均		53.75	56.51	54.97
		総合計		3422.81
		期間中平均		55.08

□ 機器設置期間

2022年7月31日～11月30日

□ 期間中の平均投入量（一日）

55.08kg

□ 投入内容

調理残渣（野菜皮・端）

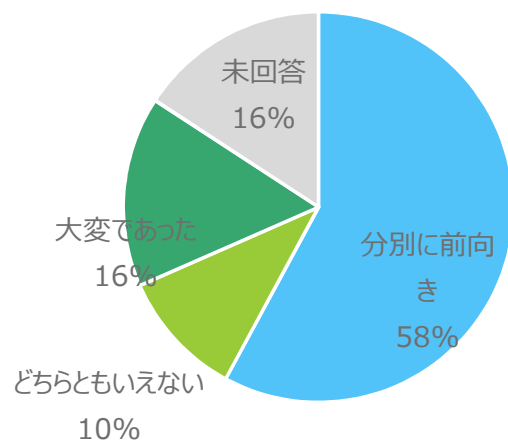
給食残渣（米飯、食べ残し）

アンケート調査報告



- ✓ 試験実施施設の従業員に対し、運用の感想や課題についてアンケートを実施した。
アンケート項目は5項目、方式は自由記載、回答人数19名であった。

1. 生ごみとそれ以外の可燃ごみとの分別についての感想、課題を教えてください



回答	分別に前向き	どちらともいえない	大変であった	未回答
件数(計19名)	11	2	3	3

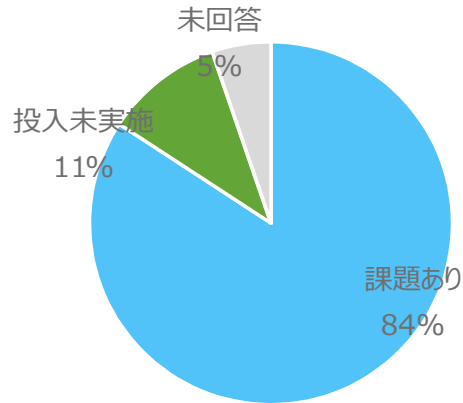
アンケートのキーワード

慣れれば苦でない	大変・手間
良い取組	袋が多くなった
より分別に気をつけるようになった	

アンケート調査報告



2. 投入作業についての感想、課題を教えてください



回答	課題あり	投入未実施	未回答
件数(計19名)	16	3	1

アンケートのキーワード

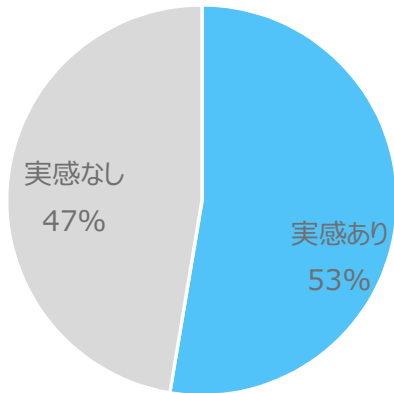
臭いがきつい

投入口が高い

重い、投入苦勞

雨・天候

3. ごみ減量効果の実感について教えてください



回答	実感あり	実感なし
件数(計19名)	10	9

- 実際には産廃処理に出すごみは1/6に減量したものの、減量効果を実感しているスタッフは半分程度にとどまった。
- 実感がないとご回答いただいた方の中にはデータが気になる方もおり効果を可視化することでモチベーションとなる可能性が考えられる

アンケート調査報告



4.本取り組みを継続すると仮定した場合の感想・課題を教えてください（複数回答あり）

継続したくない

い

14%

衛生面

14%

臭い

18%

設置場所

54%

回答	設置場所	におい	衛生面	未回答
件数(計22件)	12	4	3	3
課題	ご意見			
設置場所	・天候に左右されないところ ・導線を短くしてほしい			
臭い	・臭いがきつく屋内に設置できない			
衛生面	・中身が散乱している（虫、獣が寄ってくる）			

5.SDGsへの取組についてのお考えや取組んでおられことがございましたら教えてください（複数回答あり）

何もしていない

35%

食品ロス削減

26%

リサイクル

22%

マイバック・ボトル

17%

回答	食品ロス削減	マイバック・ボトル	リサイクル	何もしていない
件数(計23件)	6	4	5	8
手前どり	詰め替え商品	残さず食べる		
マイバック	残さず食べる	買いすぎない		

議案参考資料
令和5年3月定例会

議第 号	宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について	区分	資料 5
------	----------------------------------	----	------

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】																
<p>◆提案の趣旨・目的</p> <p>廃棄物の減量化及び適正処理を図るためには、市民、事業者だけでなく観光旅行者等にも責務を求めていく必要があることや、国内の食品ロス削減の課題に対し理解と関心を深め、市民等が自主的に取り組むよう努める必要があることから、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>また、宮津与謝クリーンセンターの稼働に伴い、減少傾向にある大型ごみの個別収集について、宮津市第2期行財政運営指針に基づき、行政サービスのあり方を見直し廃止するもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>■廃棄物の減量化及び適正処理 観光旅行者等の責務、食品ロス削減の取組の追加</p> <p>■行政サービスのあり方の見直し 一般廃棄物処理手数料から大型ごみの区分を削除 [近年の大型ごみの収集実績]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別収集</td> <td>24t</td> <td>19t</td> <td>12t</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>直接搬入</td> <td>41t</td> <td>162t</td> <td>118t</td> <td>継続</td> </tr> </tbody> </table> <p>※高齢者世帯等直接搬入が困難な場合は福祉施策により対応(社協への補助)</p> <p>■その他必要な条文の改正</p> <p>◆施行日 令和5年4月1日 ただし、大型ごみの個別収集廃止は令和5年10月1日(規則で定める日)</p>			R元	R2	R3	備考	個別収集	24t	19t	12t	廃止	直接搬入	41t	162t	118t	継続	<p>・R2年7月 宮津与謝クリーンセンター稼働</p> <p>・R3年3月 宮津市第2期行財政運営指針策定</p> <p>・R3年10月 宮津市環境基本計画策定</p> <p>・R4年3月 京都府食品ロス削減推進計画策定</p> <p>・R5年1月 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例施行</p>	
	R元	R2	R3	備考														
個別収集	24t	19t	12t	廃止														
直接搬入	41t	162t	118t	継続														
		【市民参加の状況】																
		<p>・宮津市廃棄物減量等推進審議会で審議</p> <p>R4.11.8 第2回資源循環検討部会</p> <p>R4.11.18 第3回全体会</p> <p>R5.1.24 第4回全体会(予定)</p>																
		【政策等の効果及び費用】																
		<p>・ごみ収集運搬費用の減 △1,712千円/年 (高齢者世帯等への対応(社協への補助) 約1,266千円)</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p>																
		【他の自治体の類似する政策との比較】																
		<p>与謝野町：直接搬入(個別回収の実施なし)</p> <p>伊根町：直接搬入(個別回収の実施なし)</p>																
重点プロジェクト	-																	
テーマ別戦略	-																	
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 宮津市環境基本計画(資源循環を基調とした社会に転換しています～ごみの減量・資源化～) 宮津市第2期行財政運営指針		担当課・係 市民環境課 環境衛生係 (45-1617)	添付資料 ・新旧対照表															

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例</p> <p>平成6年12月22日 条例第31号</p> <p>最新改正 令和元年12月26日条例第11号</p> <p>宮津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年条例第18号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 市民等の参加及び協力（第6条～第9条）</p> <p>第3章 廃棄物の減量化の推進（第10条～第12条）</p> <p>第4章 廃棄物の適正な処理（第13条～第23条）</p> <p>第5章 地域の清潔の保持（第24条・第25条）</p> <p>第6章 一般廃棄物処理業等の許可等（第26条～第28条）</p> <p>第7章 雑則（第29条～第35条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、も</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 市民等の参加及び協力（第7条～第10条）</p> <p>第3章 廃棄物の減量化の推進（第11条～第14条）</p> <p>第4章 廃棄物の適正な処理（第15条～第25条）</p> <p>第5章 地域の清潔の保持（第26条・第27条）</p> <p>第6章 一般廃棄物処理業等の許可等（第28条～第30条）</p> <p>第7章 雑則（第31条～第37条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、も</p>

って市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。

(4) 再生利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。

(5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(6) 再生品 再生資源を用いて製造又は加工された物品をいう。

(市長の責務)

第3条 **市長**は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化を推進し、その適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 **市長**は、前項の施策の実施に当たっては、**市民及び事業者の意識**の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

って市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。

(4) 観光旅行者等 本市を訪れた観光旅行者その他の滞在者をいう。

(5) 再生利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。

(6) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(7) 再生品 再生資源を用いて製造又は加工された物品をいう。

(8) 食品ロスの削減 まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(市の責務)

第3条 **市**は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化を推進し、その適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 **市**は、前項の施策の実施に当たっては、**市民、事業者及び観光旅行者等の意識**の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

3 **市長**は、前2項に定める責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に協力し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の減量化を図り、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、**市長**が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

第2章 市民等の参加及び協力

(相互協力)

第6条 **市長、市民及び事業者**は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関して、相互に協力しなければならない。

(市民等に対する支援等)

第7条 **市長**は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民、地域団体等の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行い、その促進に努めなければならない。

(宮津市廃棄物減量等推進審議会)

第8条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等に関する事項について

らない。

3 **市**は、前2項に定める責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に協力し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の減量化を図り、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、**市**が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

(観光旅行者等の責務)

第6条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、市が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

第2章 市民等の参加及び協力

(相互協力)

第7条 **市、市民、事業者及び観光旅行者等**は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関して、相互に協力しなければならない。

(市民等に対する支援等)

第8条 **市**は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民、地域団体等の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行い、その促進に努めなければならない。

(宮津市廃棄物減量等推進審議会)

第9条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等に関する事項につい

審議するため、宮津市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 審議会の委員は、市民、事業者、識見を有する者その他相当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第9条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する本市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

第3章 廃棄物の減量化の推進

(廃棄物の減量化)

第10条 **市長**は、再生利用に配慮した分別収集により資源回収の徹底を**図り**、廃棄物の減量化に努めなければならない。

- 2 **市長**は、再生利用を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする者に必要な協力を求めることができる。

第11条 市民は、再生資源の回収を行う地域団体等の自主的な活動への積極的な参加及び協力、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

- 2 市民は、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の

て審議するため、宮津市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 審議会の委員は、市民、事業者、識見を有する者その他相当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第10条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する本市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

第3章 廃棄物の減量化の推進

(廃棄物の減量化)

第11条 **市**は、再生利用に配慮した分別収集により資源回収の徹底を**図るとともに、食品ロスの削減に関する必要な施策を総合的に推進し**、廃棄物の減量化に努めなければならない。

- 2 **市**は、再生利用を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする者に必要な協力を求めることができる。

第12条 市民は、再生資源の回収を行う地域団体等の自主的な活動への積極的な参加及び協力、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

- 2 市民は、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の

抑制に努めなければならない。

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、次に掲げる方策を積極的に講じることにより、その減量化に努めなければならない。

- (1) 再生利用又は長期使用することが可能な容器、製品等の開発及び普及
- (2) 包装の簡素化及び容器の再利用による廃棄物の発生の抑制
- (3) 廃棄物のうち再生利用の可能な物の分別の徹底
- (4) 再生資源及び再生品の積極的な利用
- (5) その他廃棄物の減量化推進活動

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理計画)

第13条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を定め、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画

抑制に努めなければならない。

3 市民は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、次に掲げる方策を積極的に講じることにより、その減量化に努めなければならない。

- (1) 再生利用又は長期使用することが可能な容器、製品等の開発及び普及
- (2) 包装の簡素化及び容器の再利用による廃棄物の発生の抑制
- (3) 廃棄物のうち再生利用の可能な物の分別の徹底
- (4) 再生資源及び再生品の積極的な利用
- (5) その他廃棄物の減量化推進活動

2 事業者は、その事業活動において、市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

第14条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めるとともに、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理計画)

第15条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を定め、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画

的に推進しなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理計画を定めたときは、これを公示するものとする。処理計画を変更したときも、また同様とする。

(一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託)

第14条 市長は、法第6条の2第2項及び第3項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を本市以外の者に委託することができる。

(一般廃棄物の処理)

第15条 市長は、処理計画に従い、家庭系一般廃棄物の処理をするものとする。

2 市長は、前項の処理に支障がないと認められる場合に限り、事業系一般廃棄物を処理することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第16条 土地又は建物の占有者(管理者を含む。以下「占有者」という。)は、当該土地又は建物から排出される家庭系一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できるものは、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分できない家庭系一般廃棄物については、適正に分別し、保管する等市長が指示する方法に従って処理しなければならない。

3 占有者は、前項に規定するもののほか、臨時かつ多量の家庭系一般廃棄物を本市の処理施設で処理しようとするときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(資源物の所有権等)

第16条の2 前条第2項の規定により市長が指示する方法に従って排

的に推進しなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理計画を定めたときは、これを公示するものとする。処理計画を変更したときも、また同様とする。

(一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託)

第16条 市長は、法第6条の2第2項及び第3項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を本市以外の者に委託することができる。

(一般廃棄物の処理)

第17条 市長は、処理計画に従い、家庭系一般廃棄物の処理をするものとする。

2 市長は、前項の処理に支障がないと認められる場合に限り、事業系一般廃棄物を処理することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第18条 土地又は建物の占有者(管理者を含む。以下「占有者」という。)は、当該土地又は建物から排出される家庭系一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できるものは、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者は、自ら処分できない家庭系一般廃棄物については、適正に分別し、保管する等市長が指示する方法に従って処理しなければならない。

3 占有者は、前項に規定するもののほか、臨時かつ多量の家庭系一般廃棄物を本市の処理施設で処理しようとするときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(資源物の所有権等)

第18条の2 前条第2項の規定により市長が指示する方法に従って排

出された資源物(再生利用を目的として分別して収集するものをいう。)の所有権は、宮津市に帰属するものとする。

2 宮津市又は市長が指定する事業者以外のものは、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の自己処理等)

第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理することが困難であるときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第18条 占有者等は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は2に定める基準に準じて行わなければならない。

(多量の事業系一般廃棄物の処理等)

第19条 市長は、法第6条の2第5項の規定により必要があると認めるときは、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、当該事業系一般廃棄物の減量化に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物搬入の申出等)

第20条 本市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者は、当該一般廃棄物の搬入について、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に

出された資源物(再生利用を目的として分別して収集するものをいう。)の所有権は、宮津市に帰属するものとする。

2 宮津市又は市長が指定する事業者以外のものは、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の自己処理等)

第19条 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理することが困難であるときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第20条 占有者等は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は2に定める基準に準じて行わなければならない。

(多量の事業系一般廃棄物の処理等)

第21条 市長は、法第6条の2第5項の規定により必要があると認めるときは、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、当該事業系一般廃棄物の減量化に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物搬入の申出等)

第22条 本市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者は、当該一般廃棄物の搬入について、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に

係る一般廃棄物が別に定める分別の区分及び処理施設への搬入方法に従っていないと認めるとき、又は当該搬入しようとする一般廃棄物が当該申出の内容と異なると認めるときは、当該搬入を拒否することができる。

(排出禁止物)

第21条 占有者等は、法第6条の2第1項の規定により本市が行う一般廃棄物の処理に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 引火性のあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市の行う処理に支障を及ぼすもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第22条 市長は、一般廃棄物のうちから、本市が適正に処理することが困難であるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、これを公示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自らの責任でその回収等の措置をとるよう要請することができる。

(一般廃棄物等処理手数料)

第23条 一般廃棄物の処理についての手数料は、別表のとおりとする。

2 前項の手数料の徴収について必要な事項は、市長が別に定める。

3 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、第1項の手数料を減免することができる。

係る一般廃棄物が別に定める分別の区分及び処理施設への搬入方法に従っていないと認めるとき、又は当該搬入しようとする一般廃棄物が当該申出の内容と異なると認めるときは、当該搬入を拒否することができる。

(排出禁止物)

第23条 占有者等は、法第6条の2第1項の規定により本市が行う一般廃棄物の処理に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 引火性のあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市の行う処理に支障を及ぼすもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第24条 市長は、一般廃棄物のうちから、本市が適正に処理することが困難であるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、これを公示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自らの責任でその回収等の措置をとるよう要請することができる。

(一般廃棄物等処理手数料)

第25条 一般廃棄物の処理についての手数料は、別表のとおりとする。

2 前項の手数料の徴収について必要な事項は、市長が別に定める。

3 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、第1項の手数料を減免することができる。

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第**2.4**条 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

(土地等の管理)

第**2.5**条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正な管理に努めなければならない。

第6章 一般廃棄物処理業等の許可等

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第**2.6**条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定による許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請に対し許可したときは、その者(以下「許可業者」という。)に許可証を交付するものとする。

3 許可業者が当該許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(許可等申請手数料)

第**2.7**条 前条第1項に規定する許可、許可の更新若しくは変更又は同条第3項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第**2.6**条 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

(土地等の管理)

第**2.7**条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正な管理に努めなければならない。

第6章 一般廃棄物処理業等の許可等

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第**2.8**条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者、同条第2項若しくは第7項の規定による許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請に対し許可したときは、その者(以下「許可業者」という。)に許可証を交付するものとする。

3 許可業者が当該許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(許可等申請手数料)

第**2.9**条 前条第1項に規定する許可、許可の更新若しくは変更又は同条第3項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、

次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 許可申請手数料 1件につき 6,000円
- (2) 許可更新申請手数料 1件につき 6,000円
- (3) 許可変更申請手数料 1件につき 6,000円
- (4) 許可証の再交付申請手数料 1件につき 1,200円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可の取消し)

第**28**条 市長は、許可業者が法及び浄化槽法又はこの条例に違反したときは、**第26条**の許可を取り消すことができる。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第**29**条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第**30**条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な調査又は検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者にそれを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第**31**条 市長は、**第16条**第2項若しくは第3項、**第17条**第2項、**第19条**又は**第21条**第2項の規定による指示に従わない者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 許可申請手数料 1件につき 6,000円
- (2) 許可更新申請手数料 1件につき 6,000円
- (3) 許可変更申請手数料 1件につき 6,000円
- (4) 許可証の再交付申請手数料 1件につき 1,200円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可の取消し)

第**30**条 市長は、許可業者が法及び浄化槽法又はこの条例に違反したときは、**第28条**の許可を取り消すことができる。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第**31**条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第**32**条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な調査又は検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者にそれを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第**33**条 市長は、**第18条**第2項若しくは第3項、**第19条**第2項、**第21条**又は**第23条**第2項の規定による指示に従わない者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第32条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第33条 市長は、**第19条**の規定による指示に従わないことにより**第31条**に規定する勧告を受けた者が、前条第1項の規定による公表された後において、なお、当該勧告に係る措置を講じないときは、当該占有者等が排出する一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(技術管理者)

第34条 宮津市が設置する一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場を除く。)に置く技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格を有する者でなければならない。

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表 (**第23条**関係)

一般廃棄物処理手数料

(公表)

第34条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第35条 市長は、**第21条**の規定による指示に従わないことにより**第33条**に規定する勧告を受けた者が、前条第1項の規定による公表された後において、なお、当該勧告に係る措置を講じないときは、当該占有者等が排出する一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(技術管理者)

第36条 宮津市が設置する一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場を除く。)に置く技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格を有する者でなければならない。

(委任)

第37条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和5年条例第〇〇号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

別表 (**第25条**関係)

一般廃棄物処理手数料

種別	区分		手数料
ごみ 類	燃やすごみ用 袋	15リットル相当の容量 のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量 のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量 のもの	1袋につき 45円
	燃やさないご み用袋	15リットル相当の容量 のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量 のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量 のもの	1袋につき 45円
大型ごみ（一般廃棄物のうち市長が別 に定めるもの）		4,000円以内で規則で定める 額	
市の指定する処理施設に搬入する一 般廃棄物（大型ごみを除く。）		1回につき50キログラムま でごとに 500円	
し尿	1回につき18リットルまでごとに213円		

備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

種別	区分		手数料
ごみ 類	燃やすごみ用 袋	15リットル相当の容量 のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量 のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量 のもの	1袋につき 45円
	燃やさないご み用袋	15リットル相当の容量 のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量 のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量 のもの	1袋につき 45円
廃止			
市の指定する処理施設に搬入する一 般廃棄物（大型ごみを除く。）		1回につき50キログラムま でごとに 500円	
し尿	1回につき18リットルまでごとに213円		

備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

(案)

令和5年 月 日

宮津市長 城崎 雅文 様

宮津市廃棄物減量等推進審議会
会長 山川 肇

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について（答申）

令和4年6月6日付け宮市第145号により諮問のあった「資源循環社会の転換」のうち、「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正」の一部について、下記のとおり答申します。

記

1 審議の結果

現代社会の大量生産、大量消費を伴う社会経済活動や生活様式により環境への負荷が増大し、地球温暖化に起因する気候変動や海洋プラスチック問題への対応等は地球規模の課題となっており、私達一人ひとりの環境に対する意識や行動の変容が求められています。

そうした中、宮津市としてもそうした課題に対応していくため、本審議会での審議及び答申並びに議会の議決を経て、令和5年1月1日に「プラスチック等資源循環の促進等に関する条例」が施行されました。

循環型社会の実現を目指す観点から廃棄物の発生抑制や循環的な利用等については社会情勢の変化に対応しながら取り組む必要がある一方で、廃棄物処理は市民生活と密接に絡む問題であり、そのあり方の検討に当たっては、急速な人口減少や高齢化、厳しい市の財政状況など、本市固有の地域課題や市民からの要請を十分に踏まえ議論する必要があります。

こうした視点から審議を重ね、変化する社会情勢や廃棄物処理のあり方に対応し、廃棄物の減量化及び適正処理を図るため、宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正が必要であるとの結論に至り、改正に当たっての留意事項及び改正案を次のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、「宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正」のうち「し尿くみ取り手数料」については今後継続して議論を深めていくこととします。

(次頁に続く)

② 条例の一部改正に当たっての留意事項

(1) 観光旅行者等の責務について

観光地の本市において、観光旅行者等が滞在中に排出する廃棄物の総量は多量であり、観光旅行者等にも廃棄物の減量化及び適正処理への協力を求めることは重要である。

市外から短期的に本市を訪れる観光旅行者等が本市の分別ルールや取組等を理解し実践するためには、情報発信・啓発を行う側が伝え方等に十分工夫する必要がある、その点に留意して情報発信・啓発を行うこと。

(2) 食品ロスの削減について

食品ロスの削減については、生産や処理の過程で発生する二酸化炭素の削減や処理コスト削減のため、本市としても取り組んでいく必要がある。

また、食品ロス削減の実現のためには、市民、事業者及び観光旅行者等それぞれの取組参加や協力が必要であり、市は施策の実施や必要な情報の提供等を通じて、各主体が自主的に食品ロスの削減に取り組むことを促すようにすること。

(3) 大型ごみ戸別収集の廃止について

大型ごみの戸別収集については、自ら大型ごみを処理施設に搬入することが困難な高齢者や車両を所有していない方等のごみ出し支援の側面があることから、制度の廃止に当たっては、支援が必要な方に対し代替となる排出方法を適切に確保すること。また市民説明及び市民周知を丁寧に行うこと。

3 改正案 別紙のとおり

4 主な審議の内容

審議の過程では、市民が楽しみながら自ら進んで取り組めるよう、積極的な情報発信や動機付けを行うべき、高齢者のごみ出し問題への対応、小売店で食品ロスがでないような働きかけが必要など、廃棄物の減量化及び適正処理に促進に寄与する意見が多く出されました。

5 審議の経過

	開催年月日	主な議題
第1回全体会	令和4年6月6日	諮問、意見交換
第1回資源循環検討部会	令和4年9月2日	審議
第2回全体会	令和4年9月30日	審議
第2回資源循環検討部会	令和4年11月8日	パブリックコメント結果審議
第3回全体会	令和4年11月18日	パブリックコメント結果審議
第4回全体会	令和5年1月24日	一部改正案、答申案審議